

令和4年1月21日  
自動車局保障制度参事官室

「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」の中間とりまとめを公表します  
～自動車事故被害者支援対策及び事故防止対策の安定的・継続的な実施に向けて～

国土交通省では「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」において、令和3年8月から、自動車事故被害者救済対策等を安定的かつ継続的に実施するための方策について検討を行い、中間とりまとめを行いましたので公表します。

### 【中間とりまとめのポイント】

#### 背景・必要性

- リハビリ機会の充実等による被害者支援のさらなる充実
  - 先進的な安全技術の普及等による事故防止の一層の推進
- 必要不可欠

#### ●被害者支援



療護施設の設置・運営



在宅療養中のリハビリ支援



介護料の支給・訪問支援

#### ●事故防止



先進安全自動車の導入支援



衝突被害軽減ブレーキ



自動車安全性能の評価

一方で、法的に「当分の間の措置」と位置づけで被害者支援や事故防止は積立金とその運用益のみが財源だが、運用益に頼ったスキームは昨今の金利情勢により破綻。財源はいずれ枯渇し、事業継続が困難となるおそれ

一般会計からの繰戻しを前提として、  
「自動車事故対策事業」を持続的に実施できる仕組みへの転換が必要

#### 対応の方向性

- 一般会計からの繰戻しの継続を前提に、安定的な財源を確保し恒久的に実施
- 事故対勘定と保障勘定を統合の上、賦課金を拡充し、安定的な財源を確保
- 安定的な財源の使途について明確化を図り、定期的な効果検証を実施
- 準備期間を踏まえつつ、可及的速やかに制度設計し、令和5年度以降実施
- 詳細な賦課金額の水準、歳出のあり方は今後も引き続き検討  
※150円を超えない負担抑制を考慮した水準

※「中間とりまとめ」本文等の掲載場所：[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000088.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000088.html)

【連絡先】自動車局保障制度参事官室 齊藤、木坂（内線 41417）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8577 FAX 03-5253-1638